

平成 27 年第 2 回定例  
夕張市議会会議録  
平成 27 年 6 月 4 日(木曜日)  
午前 10 時 40 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 市長並びに教育委員会委員長等の行政報告と報告に対する質問
- 第 3 議案第 1 号 夕張市財政再生計画の変更について
- 第 4 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第 8 号 財産の取得について
- 第 6 議案第 9 号 財産の所得について
- 第 7 市政執行方針及び教育行政執行方針
- 第 8 一般質問

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君  
高 間 澄 子 君  
本 田 靖 人 君  
小 林 尚 文 君  
厚 谷 司 君  
今 川 和 哉 君  
熊 谷 桂 子 君  
君 島 孝 夫 君  
千 葉 勝 君

◎欠席議員 (0 名)

午前 10 時 40 分 開議

- 事務局長 池下 充君 ご起立願います。
- 議長 厚谷 司君 ただいまから、平成 27 年第 2 回定例夕張市議会を開会いたします。
- 議長 厚谷 司君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

これより、本日の会議を開きます。

- 議長 厚谷 司君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により

本田議員

小林議員

を指名いたします。

- 議長 厚谷 司君 日程に入ります前に、事務局長から諸般の報告をいたします。

- 事務局長 池下 充君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります。地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の職氏名は、お手元に配付してありますプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君  
教育委員会委員長

氏家孝治君  
選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君  
農業委員会会長 後藤敏一君  
監査委員 板谷信男君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 鈴木亮一君  
理事 鈴木成君

まちづくり企画室長  
影山直志君

まちづくり企画室主幹  
佐藤学君

総務課長 寺江和俊君

総務課主幹 鈴木茂徳君

総務課主幹 尾添正裕君

財務課長 石原秀二君

財務課税務担当課長

三 浦 護 君  
財務課主幹 大 島 琢 美 君  
産業課長 木 村 卓 也 君  
産業課主幹 武 藤 俊 昭 君  
産業課主幹 堀 靖 樹 君  
産業課主幹 斉 藤 修 君  
建設課長 細 川 孝 司 君  
建設課都市計画土木担当課長  
熊 谷 修 君  
建設課主幹 笹 崎 芳 行 君  
上下水道課長 天 野 隆 明 君  
上下水道課技術担当課長  
小 林 正 典 君  
上下水道課主幹 山 内 優 一 君  
市民課長 芝 木 誠 二 君  
市民課主幹 増 子 浩 司 君  
市民課主幹 千 葉 葉津乃 君  
市民課主幹 小 松 政 博 君  
市民課主幹兼南支所長  
近 野 正 樹 君  
保健福祉課長 及 川 憲 仁 君  
保健福祉課生活福祉担当課長兼  
福祉事務所長 岡 村 卓 治 君  
保健福祉課主幹 平 塚 浩 一 君  
保健福祉課主幹 洪 谷 勝 美 君  
会計管理者兼出納室長  
熊 谷 禎 子 君  
消防長 増 井 佳 紀 君  
消防次長 石 黒 友 幹 君  
消防次長兼管理課長  
松 倉 暢 宏 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の  
職・氏名

教育長 小 林 信 男 君  
教育課長 古 村 賢 一 君  
教育課主幹 押野見 正 浩 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者  
の職・氏名

事務局長 寺 江 和 俊 君  
◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・  
氏名

事務局長 武 藤 俊 昭 君  
◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 池 下 充 君  
◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 池 下 充 君  
主査 熊 谷 正 志 君  
主査 志 茂 隆 君  
書記 爾 見 俊 一 君

---

●議長 厚谷 司君 本日の日程は、お手元に配  
付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従いまして会議を進行い  
たします。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 1、会期の決定につ  
いてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めま  
す。

千葉委員長。

●千葉 勝君（登壇） ただいまから、今期定例  
市議会の運営に関し、さきに議会運営委員会を開催  
し協議をしておりますので、その結果についてご報  
告申し上げます。

まず会期についてであります。付議案件は、当  
初、議案 9 件、報告 10 件でありましたが、意見書案  
9 件が目下調整中でありますので、これらを合わせ  
ますと 28 件となるものであります。意見書案の調  
整内容によっては、この件数が変更となることも予  
測されますので、あらかじめご承知おき願います。

このほか通告されております 8 名、11 件の一般質  
問、さらに前定例会市議会以降における市長並びに  
教育委員会委員長等の行政報告と報告に対する質問  
でありまして、これらの取り扱いを勘案しながら協  
議いたしました。会期につきましては、本日から  
12 日までの 9 日間と決定しております。

次に、これら案件の取り扱いについてであります  
が、議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更について、  
議案第 7 号工事請負契約の締結について、議案第 8  
号及び議案第 9 号の財産の取得についての 4 議案に  
つきましては本会議初日に、そのほかの案件につ  
きましては本会議最終日において、それぞれ即決す  
ることといたしております。

次に、一般質問の取り扱いについてありますが、  
質問者は登壇の上、通告された質問を一括して行  
い、理事者も登壇の上、一括して答弁を行います。

再質問以降は、質問者は質問席から一問一答方  
式による質問を行い、理事者も自席において答弁  
することとなっておりますので、議員並びに理事者  
各位のご理解とご協力をお願いいたします。

また、質問の際、自席にいない場合は最終と  
いたします。

次に、審議日程につきましては、お手元に配付  
しております会議日程表に従って順次説明いたし  
ますので、ごらん願います。

まず、本日、市長並びに教育委員会委員長等  
の行政報告とこれに対する質問を行った後、議  
案第 1 号夕張市財政再生計画の変更について、  
議案第 7 号工事請負契約の締結について、議  
案第 8 号及び議案第 9 号の財産の取得につ  
いてを順次上程、議決し、終了後、市長から  
の市政執行方針、教育長からの教育行政執行  
方針を順次受け、それが終了次第、一般質問  
を行い、この日の会議を延会といたします。

次に、5 日、本会議初日に引き続いて一般  
質問を行い、この日の会議を散会といたします。

なお、5 日、午後 6 時半から夜間議事を  
予定しておりますので、ご承知お願います。

次に、6 日、7 日はいずれも市の休日のため、  
8 日、9 日、10 日、11 日は、議案審査のため、  
それぞれ休会といたします。

最後に、12 日ではありますが、本会議第 3  
日目を開催し、全議案の上程、議決をし、本  
定例市議会を閉会することとしております。

以上で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 ただいまの議会運営委員  
会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本  
日から 12 日までの 9 日間と決定してご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は、本日から  
12 日までの 9 日間と決定いたしました。

●議長 厚谷 司君 日程第 2、市長並びに  
教育委員会委員長等の行政報告と、報告に  
対する質問を行います。

市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 平成 27 年 3  
月 6 日から平成 27 年 6 月 3 日までの行政  
についてご報告を申し上げます。

初めに、産炭地対策についてでございます  
が、3 月 26 日、札幌市において開催され  
た北海道山炭地域振興センター第 155 回  
理事会に出席し、平成 27 年度事業計画  
及び収支予算等について審議決定したと  
ころでございます。

5 月 26 日、札幌市において開催され  
た北海道山炭地域振興センター第 156 回  
理事会、第 93 回定時総会及び第 157 回  
理事会に出席し、平成 26 年度収支決算  
報告を承認した後、空知山炭地域総合  
発展基金活用事業に係る同基金の一部  
処分等について審議決定したところで  
あります。

同じく 26 日、札幌市において開催  
された平成 27 年度空知炭鉱市町活性化  
推進協議会総会に出席し、平成 26 年  
度事業報告及び収支決算報告を承認  
した後、平成 27 年度収支予算及び役員  
の改選について審議決定し、監事に選  
任されたところでございます。

次に、地域開発関係についてござい  
ますが、3 月 27 日、夕張市において  
開催された樹海ロード広域連携協議会  
総会に会長として出席し、平成 26 年  
度事業報告及び収支予算報告が承認  
された後、平成 27 年度事業計画及び  
収支予算等について提案、決定され  
たところでございます。

次に、道路関係についてござい  
ますが、5 月 18

日札幌市において行われた主要道路夕張新得線建設促進期成会の要望行動に参加し、同路線の早期整備について北海道に対して関係市町村とともに要望を行ったところであります。

同じく 18 日、札幌市において開催された北海道横断自動車道早期建設促進期成会総会に出席し、平成 26 年度事業報告及び収支決算を承認した後、平成 27 年度事業計画及び収支予算について審議決定したところであります。

同じく 18 日、札幌市において行われた北海道横断自動車道早期建設促進期成会による要望行動に参加し、千歳、本別、足寄、釧路、北見間の早期完成について北海道、北海道開発局及び N E X C O 東日本北海道支社に対して関係市町村とともに、要望を行ったところであります。

5 月 29 日、芦別市において開催された一般国道 452 号建設促進期成会総会に建設課都市計画土木担当課長が代理出席し、平成 26 年度事業報告について承認した後、平成 27 年度事業計画について審議決定したところであります。

次に、夕張スーパーダム建設関係についてでございますが、3 月 7 日、夕張文化スポーツセンターにおいて開催された夕張スーパーダム竣工式に出席し、謝辞を述べた後、ホテルスーパーで開催された竣工祝賀会に出席し、挨拶を述べたところであります。

3 月 20 日、スーパー発電所において開催されたスーパー発電所発電式に出席し、祝辞を述べた後、テープカットを行ったところであります。

次に、市長会関係についてでございますが、5 月 20 日、登別市において開催された平成 27 年春季北海道市長会定期総会及び全国市長会北海道支部総会に出席し、本市の行政執行体制に対する各市からの支援についてお礼を述べるとともに、本市の厳しい状況について理解を求めたところであります。

6 月 2 日、美唄市において開催された平成 27 年度空知市長連絡協議会春季定期総会に鈴木亮一理事が代理出席をし、美唄市より提出されたリスクマネジ

メントに対する取り組みについて情報交換を行ったところであります。

次に、一般関係についてでございますが、3 月 7 日、ホテルマウントレースイで開催をされた第 43 回北海道赤十字スキーパトロール競技大会開会式に出席し、歓迎と激励の挨拶を述べたところであります。

3 月 11 日、市民研修センターにおいて開催された 1 市 4 町自衛隊募集相談員委嘱式に出席し、本市の募集相談員に委嘱状を交付した後、引き続き開催された 1 市 4 町自衛隊入隊者壮行激励会へ出席し、自衛隊入隊者に激励の挨拶を述べたところであります。

3 月 13 日、市民研修センターにおいて C B M を活用したまちづくり市民フォーラムを開催し、C B M を活用する取り組みを紹介した後、C B M 活用の可能性や課題等について意見交換を行ったところであります。

5 月 22 日、札幌市中央卸売市場において開催された、夕張メロン初競りを訪問し、関係者に挨拶を述べたところであります。

同じく 22 日、北海道庁を訪れ、荒川裕生北海道副知事に対し、夕張メロン初競り及び初出荷のご報告を行ったところであります。

同じく 22 日、札幌市役所を訪れ、秋元克広札幌市長に対し、夕張メロンの P R を行ったところであります。

5 月 24 日、札幌ドームにおいて開催された R i b b o n 夕張メロンソーダサンクスマッチに参加し、始球式や夕張メロン等の P R を行ったところであります。

5 月 25 日、清水沢地区公民館において、平成 27 年度夕張市交通安全市民運動推進委員会総会を開催し、挨拶を述べた後、平成 26 年度事業報告及び歳入歳出決算報告、平成 27 年度事業計画及び収支予算について審議決定したところであります。

5 月 30 日、林業専用道丁未旭線において開催された地域産業資源創出事業記念植樹に出席、挨拶を述べ

べたところでございます。

同じく 30 日、ホテルシュエパロで開催された第 15 回全国シニアサッカー大会、シニアサッカーフェスティバル代表者会議及び歓迎レセプションに出席し、歓迎と激励の挨拶を述べたところでございます。

3 月 13 日から 5 月 29 日まで市内において、各種機関、団体の総会等が開催をされましたので、次のとおり出席をし、挨拶を述べたところでございます。ごらんいただきたいと思ひます。

以上でございますけれども、現金及び物品等の寄付につきまして、別紙調書等に個人及び団体から現金及び備品等の寄付はございました。

本議会を通じまして、感謝の意をあらわし、御報告にかえさせていただきたいと思ひます。

以上、行政報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 小林教育長。

●教育長 小林信男君（登壇） 平成 27 年 3 月 6 日より 6 月 3 日までの教育行政に係る主なものについてご報告いたします。

3 月 26 日、岩見沢市において開催された平成 26 年度第 6 回空知管内市町教育委員会教育長会議に出席し、空知教育局の各所管課からの報告を受けた後、人事異動及び学力向上など、当面する教育上の諸課題について協議を行ったところであります。

3 月 29 日、ホテルシュエパロにおいて開催された平成 26 年度夕張市文化協会三賞授与式に出席し、表彰状を授与した後、お祝いの言葉を述べたところであります。

4 月 1 日、平成 27 年度の教職員人事異動を記載のとおり実施したところであります。

平成 27 年度の小中学校の教職員数は 40 名となります。

4 月 9 日、東京都において開催された全国都市教育長協議会平成 27 年度第 1 回常任理事会に出席し、会務報告を受けた後、役員を選任に続き、平成 28 年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情について、平成 26 年度決算及び平成 27 年度予算について審議を行った後、文部科学省からの行政説

明を受けたところであります。

4 月 10 日、岩見沢市において開催された平成 27 年度空知管内市町教育委員会連絡協議会総会に教育委員長と共に出席し、平成 26 年度事業報告及び一般会計予算並びに全道町村協議会負担金会計決算、歳入歳出、決算監査報告を受けた後、平成 27 年度事業計画案及び平成 27 年度一般会計予算についての審議を行ったところであります。

同じく 4 月 10 日、引き続き開催された平成 27 年度空知管内市町教育委員会教育委員会議に教育委員長とともに出席し、平成 27 年度空知管内教育推進の重点について、空知教育局より説明を受けたところであります。

同じく、4 月 10 日、引き続き開催された平成 27 年度第 1 回空知管内市町教育委員会教育長会議に出席し、空知教育局の各所管課から説明を受けた後、空知管内の教育推進上の諸課題について意見交換を行ったところでございます。

同じく 4 月 10 日、引き続き開催された平成 27 年度第 1 回北海道第 5 採択地区強化用図書教育委員会協議会に出席し、平成 28 年度使用中学校教科用図書の採択方針及び採択日程について協議を行ったほか、調査委員会規則について調査員候補者の推薦等について協議を行ったところであります。

4 月 15 日、岩見沢市において開催された平成 27 年度公立高等学校配置計画地域別検討協議会に出席し、北海道教育委員会の「新しい高校づくり推進室」から公立高等学校配置計画等にかかわる説明を受けた後、当面する諸課題について意見交換を行い、夕張市の現状を含め意見を述べたところであります。

5 月 8 日、清水沢地区公民館で開催された夕張市 P T A 連合会総会に教育委員長とともに出席し、挨拶を述べたところであります。

5 月 14 日、根室市で開催された平成 27 年度北海道都市教育長会春季定期総会に出席し、平成 26 年度収入支出決算及び平成 27 年度収入支出予算案等についての審議に続き、平成 27 年度役員を選出の後、関係団体への役員推薦、平成 28 年度文教施策に対す

る要望事項等について協議を行ったところでありませす。

5 月 18 日、札幌市で開催された平成 27 年度北海道特別支援教育推進協議会に出席をし、平成 26 年度事業報告収支決算監査報告に続き、平成 27 年度事業計画収支予算、役員改選について協議を行ったところでありませす。

5 月 19 日、美唄市において開催された平成 27 年度南空知市町教育長会議に出席し、新教育制度への取り組み状況、教職員研修のあり方等について協議を行ったほか、南空知管内の教育推進上の課題について意見交換を行ったところでありませす。

5 月 20 日、神奈川県厚木市において開催された平成 27 年度全国教育長協議会第 2 回常任理事会・理事会合同会議に出席し、第 67 回全国都市教育長協議会定期総会等について協議を行ったところでありませす。

翌 21 日から 22 日にかけて、同じく厚木市で開催された平成 27 年度第 67 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会に出席し、平成 26 年度事業及び決算について承認、平成 27 年度事業計画及び予算について審議決定した後、新役員を選出したところでありませす。

その後、文部科学省による行政説明が行われたほか、教育研究部会発表・分野別研究発表のあったそれぞれの教育課題について研究協議、意見交換を行ったところでありませす。

5 月 29 日、夕張中学校において、第 7 回夕張市高等学校対策委員会を開催し、委員の変更及び平成 27 年度公立高等学校配置計画地域別検討協議会について報告の後、夕張中学校及び夕張高等学校の進路動向を含めた状況について説明を受け、引き続き今後の夕張高校について意見交換を行ったところでありませす。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

●議長 厚谷 司君 これより、報告に対する質問を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありませすから、日程第 2、市長並びに

教育委員会委員長等の行政報告と報告に対する質問は、この程度で終結いたします。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 3、議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めませす。

鈴木亮一理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更について提案理由を申し上げます。

本議案は、3 月に実施した財政再生計画の変更以降に生じた新たな課題に対応するため、国及び北海道との協議を踏まえ、財政再生計画を変更することについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、議会の議決を得ようとするものでありませす。

なお、本議案は、同法第 10 条第 6 項の規定に基づき総務大臣に協議し、その同意がなされることを前提とすべきものであることから、当該変更計画が効力を有する日について、総務大臣の同意を得たとあらかじめ設定し、あわせて議会の議決を得ようとするものでありませす。

計画変更の主な内容といたしましては、一般会計について説明いたします。

初めに、国・道支出金を活用する事業といたしまして、生活保護費の基準額の見直しに伴い、生活保護システムの改修を行う経費のほか、消費税率引き上げによる負担増を緩和するため実施する臨時福祉給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業にかかる経費、社会保障・税番号制度導入などに伴うシステムの改修を行う経費などを計上しております。

次に、夕張のまちづくりに関する指定寄付金を積み立てている幸福の黄色いハンカチ基金から、その繰り入れを活用する事業といたしまして、ふるさと納税の啓発を目的としたパンフレットを増刷する経費のほか、外国語指導助手が帰国することに伴い、新規に指導助手を委嘱する経費、石炭博物館の機能

再生や博物館を核としたコミュニティの形成及び人材育成に資するため、夕張市石炭博物館再生プロジェクト実行委員会の事業実施に必要な経費について補助を行う経費、8月採用予定の消防職員を消防学校へ入校させるための経費、女性消防団員の制服について新基準による更新を行う経費、将来、売却を見込む観光施設について対象物件の調査を行う経費、電話交換機室のエアコンが故障したため修繕を行う経費、郷愁の丘センターハウスについて雨漏りが生じていることから修繕を行う経費、市民研修センターに設置している浄化層が正常に作動しないため修繕を行う経費、宿泊施設ひまわりの体育館天井に使用しているボルトについて落下防止対策を講ずる経費、効率的な交通体系への返還を促進することを目的として市が実施するデマンド交通実証実験に当たり事業者に貸与するための車両を購入する経費のほか、夕張市に対し温かい寄付をしていただいた方々の意向を反映した事業にかかる経費などを計上しております。

次に、その他、収入を活用する事業といたしまして、空知産炭地域新産業創造等事業助成金を活用して、企業誘致に関する職員の旅費などを増額する経費のほか、南空知ふるさと市町村圏組合補助金を活用した研修旅費の財源振替を行っております。

また、一般財源により対応する事業といたしましては、社会保障・税番号制度導入に伴い、公的個人認証タッチパネルである南支所住基ネット端末などを整備する計画、汚泥再生処理センターの供用開始に伴い、新たに徴収するし尿処分料の収納業務を委託する経費、施設し尿処理場の維持管理や処理槽の清掃を行う経費、地方公会計制度の改正に対応するため、より支援を委託する経費のほか、民間企業が所有する敷地内に設置している防火貯水槽について、要請により解体撤去するための経費などを掲示しております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 4、議案第 7 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木亮一理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 7 号工事請負契約の締結について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 14 年 12 月に閉鎖した旧富野じん芥処理焼却場につきまして建設から 50 年を経過し、劣化が著しいことから同施設の解体工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び夕張市議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 5、議案第 8 号財産

の取得についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

鈴木亮一理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 8 号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、財政再生計画に基づき、平成 8 年度に購入した小型ロータリー敷設車 1 台を更新するものであります。

この購入については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに夕張市財産条例第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 6、議案第 9 号財産の取得についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

鈴木亮一理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 9 号財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、財政再生計画に基づき、平成 3 年度に購入した消防ポンプ自動車 1 台を更新するものであり、この購入について地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに夕張市財産条例第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 7、市政執行方針及び教育行政執行方針を順次、聴取いたします。

市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 平成 27 年第 2 回定例市議会の開会に当たり、市政執行における所信を申し上げ、市議会及び市民の皆様のご理解をいただきたいと思っております。

私は、4 月 19 日告示の市長選挙におきまして、引き続き市政を担わせていただくこととなりました。

我が国唯一の財政再生団体の首長として初となる 2 期目を迎え、その果たすべき役割と責任の重さを痛感するとともに、身の引き締まる思いであります。

また、このたび市長選挙は市政史上 28 年振りとなる無投票となりました。私は、市長就任以降、最も大切にしたいもの、それは市民の皆様の声であると宣言をし、これまで市政運営に努めてまいりました。

無投票という結果は選挙を通じて政策を訴える機会が少なかったということであり、今まで以上に市民の皆様と向き合い、声を聞くことはもとより、今まで以上にみずからが説明をする責任を負うと私は考えております。

前期 4 年間を振り返りますと、これまで課題先進地と言われた夕張を地域活性化のモデルへとまちのイメージを変え、そのイメージを現実のものとするため、皆様とともに日々挑戦を続けてまいりました。

国及び北海道との三者協議など、財政への体制を構築し、住宅、医療、交通、子育ての政策の 4 本柱

に取り組み、1 期目の総括の年である 4 年目には、「夕張の希望を創る年」と位置づけ、ことし 1 月、地域再生計画の政府認定など、まちの再生を加速すべくこれまで 4 年間、取り組んでまいりました。

また、市長とのふれあいトークの定期開催や市長と話そう会の開催により、原点である市民の皆様の声を直接お聞きし、施策に反映させることにも努めてまいりました。これからの 4 年間、2 期目につきましては、政府より認定されました地域再生計画を実施、実行していく期間であり、また、市政公約である夕張発新たな価値の創出において掲げております五つの挑戦、住宅、医療、交通、子育て、資源について、これらを形にすべく施策を展開してまいります。

4 年間で培ったノウハウをフルに生かし、この方向性、道筋をより確かなものに、小さな希望の光をより明るく大きなものとするため、全力で市政執行に当たってまいります。

市議会及び市民の皆様のご理解とご協力を改めてお願いをいたします。

昨年 5 月、増田寛也元総務大臣が座長を務める日本創生会議が少子化と人口減少がとまらず、存続が危ぶまれる 896 の市町村を消滅可能性都市と発表し、全国に衝撃を与えました。

我が国は、世界に先駆けて人口減少、超高齢化社会を迎えており、この待ったなしの課題の打開に向けて「まち・ひと・しごと創生法」及び「地域再生法の一部を改正する法律」、いわゆる地方創生 2 法案が制定されたところであり、「まち、ひと、しごと創生法」は少子化の進展に的確に対応し、人口減少にはどめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、関連する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に制定されました。

また、地域再生法の一部を改正する法律は、地域活性化関連施策を総合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投資するとともに、

地域活性化関連計画などとの連携をワンストップで行い、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地方創生の仕組みの構築を目的に制定をされました。

まさに、本市は人口減少、少子高齢化の先進地である、平成 24 年には人口減少を見据えた夕張市まちづくりマスタープランを策定するなど、国の取り組みに先駆けて施策を進めてまいりました。

昨年 5 月には、本市が取り組んできたコンパクトシティを柱とした持続可能な地域社会の構築と地域エネルギーの有効活用による元気創造への取り組みが地域活性化モデルケースに選定をされました。

本市が進めてきた取り組みが人口減少、少子高齢化に悩む自治体のモデルケースになり得ることだと認められたところです。

また、本年 1 月には、それらの取り組みの計画が改正された地域再生法において、初の認定を受けたところでございます。

政府が進める地方創生はまさに、我々が今まで進めてきた、また、これから進めていく施策と重なるものであります。

我々が進めてきたこれらの取り組みをより確かなものとしていかなければなりません。課題先進地である夕張から、新たな価値を創出し、夕張の再生を一日でも早く成し遂げるため、さまざまな施策を押し進めてまいる所存です。

これまでの 4 年間、夕張市全体の構造を再構築するコンパクトシティの実現に向け、住宅、医療、交通の 3 本柱に子育てを加えた四つの柱とした施策を進めてまいりました。さらに、本年 1 月には地域に眠る資源を活用し、地域再生を進めていくこととしたコンパクトシティと夕張再生エネルギー活用による元気創造への挑戦という地域再生計画が政府の認定を受けたところであります。

これからの 4 年間、これまでの 4 本柱である住宅、医療、交通、子育てに資源を追加した五つの政策を次世代へつなぐ持続可能なまちづくり五つの挑戦と位置づけ、夕張の再生に取り組んでまいる所存であ

ります。

まず、資源を活用した地域活性化への挑戦についてでございます。

本市には、さまざまな資源が眠っております。これまで、利用価値の乏しい炭鉱時代の負の遺産と見なされていたズリ山が発想の転換により、ズリに含まれる石炭が売れる財産となったところでございます。

このように、夕張にある資源を最大限活用し、地域の活性化に挑戦していく所存です。

炭素メタンガス、CBM開発につきましては、本年 1 月に地域再生計画の認定を受け、3 月に CBM を活用したまちづくり市民フォーラムを開催させていただきました。

地域再生計画においては、都市整備を進めていく地区には、豊富な CBM 資源が眠っている、CBM エネルギーの地産地消により、夕張メロン生産者や地元企業等への経営安定化やそれに伴う支援による地域雇用の拡大、さらには市の重要政策として推進する若者向けの住宅整備による生産世代の定住促進を目指していくとしているところであります。

CBM 開発の実現に向けた取り組みとして、当面は資源量調査と地域でのトライアル事業の早期実施を目指し、今年度から調査事業に着手し、まずは試掘を行うべく取り組んでまいります。

また、本市が有している豊富な森林資源を循環利用することにより、既に実施をしているカラマツの住宅建設での活用のほか、新たな取り組みとして生薬の原料として活用が見込まれるキハダ、ホオノキの植栽事業の実施と建設資材の原料となるトドマツの地元企業への供給など、多面的に地材地消を促進し、雇用の安定化を図るとともに地域経済の活性化を目指してまいります。

公共施設につきましては、長期的展望に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、公共施設等総合管理計画を今年度中に策定し、それに基づき老朽化対策や防災機能の充実等を進めてまいります。

特に石炭博物館につきましては、市民の財産として認識を共有のものとし、その財産を保全していくことが重要であります。

また、石炭産業の歴史は地域文化そのものでありますので、その文化を伝え、守るための郷土文化施設として夕張の貴重な歴史を後世に伝える拠点としてリニューアルを図っていきたいと考えております。

その際には、周辺の炭鉱遺産群も活用した普及活動に努め、空知地域の炭鉱遺産の拠点としての役割を担えるよう、施策を検討してまいります。

また、平成 29 年 3 月末で指定管理期間が満了とするマウントレースイスキー場及び付随する宿泊施設など、民間による運営が可能な収益を伴う施設については、将来にわたり本市の観光の拠点と位置づけ、さらなる交流人口の増加と安定した地域経済基盤を構築するため、財政再生計画に基づき売却を検討してまいります。

次に、子育て環境充実への挑戦についてであります。

急速な少子化の進行、子育てに対する孤立感や負担感、仕事と家庭の両立が難しいなど、子どもや子育てを取り巻く環境は、ここ夕張においてもその対策は急務となっております。

これまでも、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、就学前児童の医療費の無料化の実現や定住化対策として民間賃貸住宅の建設促進を図るための補助事業の実施などに取り組んでまいりました。

また、子育て支援に関する保護者アンケート調査の実施や、公募により参加いただいた子育て世代を初め、教育や保育の関係機関などで構成する夕張市子ども・子育て会議を設置し、地域の子育ての課題などについて 4 回にわたるご審議をいただくとともに、本年 2 月には子育て世帯の方々を対象にテーマを子育て環境の充実に絞った市長とのふれあいトークを開催するなど、子育て世代の現状や課題の把握に努めてまいりました。

ふれあいトークや、この子育て会議におけるアンケートや議論などを踏まえながら、子ども・子育て

支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市における子ども・子育て支援事業計画を本年 3 月に策定し、関係機関のご協力をいただきながら、民間保育所における保育時間延長の実施や地域の子ども・子育て支援事業の新たな事業展開を売り込むなど、着実に子育て施策を進めてまいりました。

私は、子どものことを考えるということは、夕張の未来を考えることであるという視点に立ち、子育て世代の多くの方から、これからも夕張に住み続けたいと思っただけの魅力あるまちづくりをしつかりと進めるため、今後におきましても保育料など、子育て世代の経済的負担の軽減、親子が集う居場所づくりに積極的に取り組んでまいり所存であります。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正におきまして、市長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するため、総合教育会議を設置し、教育の振興に関する施策の大綱を策定するなど、教育委員会としつかりと連携を図りながら、教育環境の充実を図ってまいります。

次に、『住宅』住環境への挑戦についてであります。

これまで、夕張市まちづくりマスタープランに基づき、住民意見を伴う住宅再編等のコンパクトシティの実現に向け取り組みを進めてきたところでございます。

市営住宅については、住宅再編事業を実施してきたところであり、清水沢宮前町に本年 8 月末に完成を予定する新団地の建設を進めるとともに、今年度予算においても清水沢宮前町に新たな団地の建設予算を計上し、住宅の再編事業を進めているところでございます。

今後のさらなる人口減を見据えながらコンパクトで安心して住み続けられる住環境を目指し、引き続き更新期を迎える老朽住宅の建てかえを行う一方、活用が可能な既存住宅についても計画的な修繕による長寿命化等を進め管理戸数の適正化・効率化に取り組んでまいります。

住宅再編による居住エリア整備を進めつつ、市営住宅の再編事業により生み出された敷地の跡地の有効活用も含め、福祉、医療、文化、商業、行政等の生活サービス機能の拠点地区への集約を進めていくとともに、施設機能の複合化によるにぎわいづくりにおいて検討を進めてまいります。

また、拠点地区として位置づけている清水沢地区については、その土地の利用について具体的なゾーニングを示していくとともに、都市再生特別措置法に基づく立地的成果計画などの策定も視野に入れながら、着実に持続可能なまちづくりを進めていきます。

なお、コンパクトシティの推進においては、CBM 開発との連携を図り、エネルギーの地産地消を進め、雇用の創出や行政コストの削減など、最大限の効果を生み出す取り組みを積極的に進めてまいります。

また、本市においては民間による住宅供給が極端に少なく、公営住宅の要件に適合しなかった方や、新たに夕張の企業に就職した方が住居を求めることが困難となっている現状があります。

これまでも民間による賃貸住宅の建設について、一定の要件を満たした場合には助成をしてまいりましたが、引き続き助成を行うとともに、市営住宅の再編により生み出された敷地の跡地利用も含め、民間事業者への情報提供等の働きかけを積極期に進めてまいります。

次に、地域医療充実への挑戦についてであります。

いわゆる、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年を見据え、社会保障制度は大きな転換期を迎えます。

本市においては既に高齢化率が 48%、単身高齢化世帯の割合は 31% を超え、市民の約半数が高齢者、しかも 3 世帯に 1 世帯が単身高齢者となっている現状がございます。市民生活の安全、安心を確保するために、まず、地域医療を充実させ、安定的に医療を提供できる体制や多様なニーズに対応可能な医療体制を整備することが必要であります。

昨年示された夕張医療保険対策協議会の答申を尊重し、確実に実行していくために市立診療所を中核に据え、高齢社会に対応した地域医療を推進してまいります。

市立診療所は、平成 29 年 3 月で現在の指定管理者の指定期間が終了いたしますので、今年度中に次期指定管理者を決定し、高齢化社会に対応した診療所体制をいかに確保していくかを早期に検討いたします。市内唯一の有床診療所として入院、外来診療だけでなく、先進的な取り組みである訪問医療を充実・発展させ、地域ケア体系を実施するなど、医療と介護を連携させ、一体的に推進できる体制を確立してまいる所存であります。

初期救急医療体制については、夕張市医師会及び市立診療所において献身的な取り組みをいただいているところであり、特に日曜診療の輪番体制など、休みを返上し地域医療に貢献いただいていることは、市民生活の安全・安心に直結するものであり、改めて深く感謝申し上げます。

市立診療所の診療体制を充実させる取り組みを行うとともに、新たな指定管理者の指定においても、さらなる体制の充実を図ってまいるとともに、近隣の医療機関との連携を図りながら、救急医療体制の充実を図りながら、救急医療体制の充実を図ってまいります。

次に、交通体系効率化への挑戦についてであります。

地域公共交通の再編は、将来の都市拠点整備と密接に関連しているものであり、コンパクトシティを推進していく上で重要な位置づけとなるものです。

今後、整備が見込まれる住宅や複合施設等の整備計画と連携を図りながら、拠点地区における交通結節点のあり方の検討を行い、効率的な交通体系を目指してまいります。

デマンド交通につきましては、平成 25 年 3 月に策定した夕張市生活交通ネットワーク計画において、効率的な交通システムへの転換を目指し、事業継続可能な交通サービスとしてデマンド交通等を検討す

ることとし、導入可能性調査やモデル地域での実証実験を行うこととしておりました。

平成 25 年度には、バスの運送効率化も低くデマンド交通など効率的な交通システムの転換の可能性がある 3 地区についてアンケート調査を実施し、南部地区が比較的受け入れられる可能性があるため、先行的に導入することが望ましいとデマンド交通等導入検討調査報告書を取りまとめました。

これらに基づき、今年度、南部地区において、デマンド交通の実証実験を行うこととしており、持続可能な交通システムを引き続き検討してまいります。

これまで、申し上げた次世代へつなぐ持続可能なまちづくり五つの挑戦に関し、その牽引役を果たすべく行政執行対策確保は引き続き、最重要課題と位置づけております。

法の下での財政再建をスタートさせて以降、常に安定的な体制確保を目指し、さまざまな措置を講じてまいりましたが、今なお、若年・中堅層職員の退職がとまっておりません。

職員の職務に対する意識向上はもとより、これからの生活不安を払拭し、将来に希望を持てる体制確保を図ることが行政サービスの質をしっかりと維持していくことにつながると思います。

財政再建の途上にある本市にとって、歳出削減がその根幹となっておりますが、将来にわたり持続可能な行政運営の土台を脆弱なものにするわけにはいきません。必要な財政確保に向けて、国や北海道との協議をさらに積極的に行ってまいります。

また、人材の育成については、喫緊の課題であり、この先数年後には、現在の課長職、主幹職の大半が定年を迎えるという状況を踏まえ、若年、中堅層職員の育成を図るとともに、頑張った姿勢が報われるような制度設計を検討し、新規採用職員の育成プログラムや人事評価制度の導入を進め、職員の安心確保と士気向上を同時に図ってまいります。

以上、平成 27 年度の市政執行方針について申し上げます。

財政破綻から 8 年という月日が流れました。破綻

から 9 年を迎えた今、財政破綻した夕張というイメージから、真に脱却し、目に見える形でまちの再生も加速していかなければなりません。

現在、本市の人口は 9,345 人、人口最盛期の 12 分の 1 以下の人口になりましたが、夕張市民はこれまでエネルギー施策の転換、さらには財政破綻という困難に立ち向かい、乗り越えてきた誇りある市民です。一人ひとりが手と手を取り合い、力を合わせれば必ず夕張は再生します。私は、その信念と情熱を持って引き続き本市の先頭に立ち邁進してまいります。

市議会及び市民の皆様へ、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、市政執行方針といたします。

●議長 厚谷 司君 教育長。

●教育長 小林信男君(登壇) 平成 27 年度の教育行政執行方針をご審議いただくに当たり、その大綱を申し上げます。市議会並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

教育基本法は、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成にある、その目的と基本理念を明確にしているところであり、この理念を踏まえ、市民の信頼と期待に応えるために必要な教育環境を整備し、教育の質を高めていくことは極めて重要であり、地域人口の減少、社会構造の変化など厳しい状況下にあっても、未来を担う子どもが人間性豊かで創造性にあふれ、心身ともにたくましく成長していくよう取り組むとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり文化やスポーツに親しみ、学習し、生きがいを持って生活できる生涯学習社会を展望しつつ、教育行政を推進してまいります。

「自然豊かな緑の大地と炭鉱の歴史、そこに住む市民の苦闘の歴史により築かれた郷土「夕張」に誇りを持ち、自主・自立の精神に満ちあふれ、心豊かにともに支え合い、夢や希望に向かってたくましく生きる人を育む」ことを基本理念としながら、小・中学校 1 校体制のもと、地域の方々との連携と協働

を通し夕張ならではの学校づくりに取り組んでまいります。

第 1 には、学校が地域住民の考えを把握し、学校運営に反映させるなど、地域の協力を得て学校を運営するため、夕張市小中学校サポート会議の機能を十分に活用し、地域に開かれた学校を基盤として地域の特性や課題のもとに生きる力と心の触れ合いを育むことのできる教育を目指します。

また、教育活動の成果を診断・評価する学校評価の結果を公表し、ご意見をいただく中で特色ある学校づくりに取り組んでまいります。

第 2 には、地域の教育力を活性化するため、学校支援地域本部事業の充実を図り、夕張市全体で学校教育を支援する地域に開かれた学校づくりを推進してまいります。

第 3 には、幼・小・中・高校間の連携を深めるため、夕張市学校連携協議会の機能を活用し、各学校間の情報の共有化を図るとともに、夕張の子どもとともに育てるという視点に立ち、地域の人々の期待と信頼に応える教育活動の充実を努めてまいります。

小中学校においては、学ぶことの楽しさや達成感を持ち、基礎的な力を確実に定着させる学習指導を行うとともに、体験的な学習、地域の自然、社会の素材を活用した学習や総合的学習の時間の充実を図ります。

学習や生活面での特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりに対し、きめ細やかな指導と支援を行うため、小学校における特別支援教育支援員を増員してまいります。

また、外国語指導助手を活用した中学校での外国語教育の充実と小学校における国際理解教育・外国語活動の推進に努めるとともに、幼稚園においては特色ある教育として英語遊びを実施してまいります。

小学校にあっては、基礎学力の向上を図るため、十分な調査分析のもとに、個々の児童の状況を把握し、学習した内容が確実に身につくよう取り組みを進めるとともに、わかりやすい授業のため電子黒板を利用した授業や学校支援ボランティアなども連

携し、児童の学力、体力の向上に努めてまいるとともに、新しく改訂した小学校副読本「ゆうばり」の活用を通して、特色ある地域学習を推し進めてまいります。

中学校においては、学級集団に関する情報収集を分析し、楽しい学校生活を送るために解決すべき課題を把握するため、Q - Uアンケートを実施いたします。

このアンケート結果を分析し、活用することにより、よりよい環境の中で生徒の授業や自学自習への関心を高めることを通じ、学力の向上につなげてまいります。

また、近隣の市町と連携し、デジタル教材やeラーニングシステムの活用を通して授業への関心を高め、指導の充実を高めます。

読書活動につきましては、子どもの情操を育み、より豊かに生きるための力となることから、学校、幼稚園、保育園、保護者など、関係者が同じ目線に向かい、計画的に読書環境を整えるよう、夕張市子ども読書活動推進計画に基づき推進いたします。

また、学校図書室の蔵書については、標準蔵書数を踏まえ、計画的に整備を進めながら学校や家庭で読書に親しむ機会をふやすとともに、図書コーナーとの連携や巡回文庫、読み聞かせ活動の充実など、読むことに対する興味関心を高めてまいります。

生徒指導につきましては、児童生徒が明るく、元気に学校生活を送れるよう、教職員が一体となり、子どもの悩みや苦しみの早期発見、早期対応のために定期的なアンケートの実施や相談日の設定、日々コミュニケーションを深める体制を充実させるとともに、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、情報の共有と専門性の活用を図り非行やいじめ、不登校の未然防止など、生徒指導の課題解決に努めてまいります。

また、夕張市いじめ防止基本方針に基づき、市全体で子どもの健全育成を図るとともに、児童生徒が違いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる教育環境をつくってまいります。

教材・教具、備品等の整備や校舎等の維持補修など、教育環境整備につきましては校舎の長寿命化に向けた計画的メンテナンスを実施するほか、児童生徒の学習活動に支障がないよう机や椅子等々の更新を順次行ってまいります。

児童生徒の健康と安全指導につきましては、生命の尊さ、体力の向上、運動能力の助長や健康で安全な生活を営む能力を育成するため、体育授業や部活動等の充実を図るとともに、関係団体とも連携し、学校における防災教育や交通安全指導の充実を努めてまいります。

また、不審者情報や熊出没情報などを保護者に通知するICT機能を活用した一斉情報サービスにより、児童生徒の安全・安心の醸成に努めてまいります。

児童生徒の通学につきましては、学校、家庭、市民ボランティア及びバス会社など、関係機関と連携し、安全・安心な通学体制を地域ぐるみで確保してまいります。

また、乗車マナーや安全な乗降を指導するバス添乗員を配置するとともに、ICTを活用した登下校情報サービスの一層の普及に努めてまいります。

通学路の安全確保や交通安全施設の整備につきましては、引き続き関係機関に要望してまいります。

通学にかかわる新たな課題につきましては、関係者で構成する夕張市通学方法等検討委員会を活用し、情報の共有を図るとともに、児童生徒と保護者の目線に立った対応を行ってまいります。

特別な支援を必要とする児童生徒には、夕張市障害児教育促進協議会の集合学習や宿泊学習を通して、小中学校の9年間で社会性の育みと、異年齢の活動体験を行ってまいります。

また、夕張市特別支援教育連携協議会では、インクルーシブ教育の視点で市内各関係機関との連携のもと、特別支援教育の理解や協力を深め、早期の教育相談や特別支援教育の充実を努めてまいります。

さらに、特別支援教育担当者の研修促進や特別支援教育支援員の加配等、指導の充実を努めてまいり

ます。

学校保健につきましては、学校、保健所、医療機関などと緊密に連携し、インフルエンザなど感染症の予防対策に努めるとともに、北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例及び夕張市フッ化物洗口推進事業実施要綱に基づき、引き続き幼稚園並びに小学校において児童の虫歯を予防する取り組みを進めてまいります。

学校給食につきましては、地元食材や季節に応じた新鮮で安全な食材を積極的に取り入れ、児童生徒の発達段階に即した献立の充実など、自校方式の利点を最大限生かす中で、子どもに喜ばれる給食を提供してまいります。

また、食の指導計画と実践を通して、食に対する興味と関心を高めるなど、食育の充実に努めるとともに、保健所など関係機関と緊密に連携し、食中毒など給食事故を防止し、安全で安心な学校給食を提供してまいります。

また、食物アレルギーへの対応については、市内関係機関と連携体制を構築し、アレルギーのある児童生徒の情報を共有しながら、学校を支援します。

学校内には、食物アレルギー対応委員会を設置し、日常的な指導、緊急時の対応、個々の児童生徒等の状況に応じた対応に努めてまいります。

これら学校教育の充実のため、教職員がみずからの使命と専門性を高めるとともに、児童生徒の学力向上に向け日常の教育実践や工夫を積極的に行ってまいります。

また、学校内外における授業研究と共同研究の推進、さらには幼・小・中・高の連携研修等の推進を通して、その公開、研究、研修の充実を図り、教職員の資質向上に努めてまいります。

教職員人事につきましては、学級編成基準や定数増の改善、定数加配等を北海道教育委員会に要請するなどして、教職員配置の適正化を図ってまいります。

教職員の健康管理では、生活習慣病や心の病の未然防止に努めるとともに、早期発見のための検査等

を通して、疾病の早期治療を働きかけてまいります。

ユーパロ幼稚園につきましては、創造性にあふれ心豊かな子どもを育成するため、地域の保育園、学校、福祉施設などとの交流を通し、さまざまな人々との触れ合い体験による社会性の育成に努めてまいります。

また、英語で遊ぶ、自然に学ぶなど、遊びと学びを中心とした教育課程の充実を図るとともに、地域のボランティア団体と連携し、本の読み書かせなどによる読書意欲の向上や幼児を対象とした企画を通し、就学時の安心感を醸成するなど、魅力ある幼稚園づくりを進めてまいります。

また、今後も幼児数の減少が避けられないことから、さらなる幼稚園機能の充実を図りながら、認定こども園の移行について、関係各所とともに検討を進めてまいります。

夕張高等学校につきましては、本市の中学生が年々減少していることから、後期中等教育の将来的なあり方と、よりよい形での高校の存続に向け夕張市高等学校対策委員会などの協議を重ねながら、その方向性を議論するとともに、北海道教育委員会へ条件整備等の要望活動など、必要な対応を行ってまいります。

また、夕張高等学校の新たな魅力づくりのため、連携を深めてまいります。

子育て支援にかかわる学校活用として、長期休業中の平日の一定期間、時間限定ではありますが、小学校の図書室や体育館を開放し、子育て世代の方々が集える場づくりを行ってまいります。

生涯学習の推進につきましては、4 年目を迎える第 5 次社会教育中期計画の基本理念と方針に基づき、生涯学習の観点に立った社会教育行政を進めてまいります。

市民が心身ともに豊かで健やかに潤いのある生活を営むために、社会教育が果たす役割は大変大きなものがあります。

文化団体、体育団体、各種市民団体やサークルなどとの連携を図り、その活動を支援し、文化芸術の

振興に努めてまいります。

社会教育の対象は幼児から高齢者まで、極めて幅広く、そのニーズも多種多様なものがあります。

しかしながら、財政再生における厳しい状況下にあっても、そのニーズに応えることもまた教育行政に求められているところであります。

そのため、生涯学習関係の市民グループや大学等からの継続的な支援・協力による学習機会の提供などにより取り組みを推進してまいります。

青少年教育につきましては、全市横断的な子どもの交流を促す中で、社会的ルールや自主性を身につけ、思いやりの心を育てていくことが重要であり、家庭や関係団体と連携し、地域ぐるみで子どもの健全育成に努めてまいります。

また、子どもたちの健やかな成長のため、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要があることから、公民館とゆうばり生涯学習推進プロジェクトの共催で土曜学習「S!K i d s」を開催してまいります。

さらに、子どもたちが生の舞台芸術など、優れた芸術作品に接する機会を設け、豊かな情操を育むため、芸術鑑賞事業の充実を図るとともに、全市の児童生徒と市民文化グループとが協働で開催する音楽発表会の充実を図ってまいります。

高齢者教育につきましては、引き続き公民館事業として「もも倶楽部」を開設し、生きがいや健康をテーマに保健行政など関係機関とも連携して、口座の充実を図ってまいります。

文化財の保護・活用についてであります。貴重な動植物が生息する夕張岳の自然環境を守る活動については、夕張岳ヒュッテの管理者などと、夕張の歴史を語る建造物や資料を守る活動などは関係行政機関や市民団体と連携し、情報の発信、啓発活動などに取り組んでまいります。

また、小中学校において郷土学習を通し、炭鉱の歴史などについて学ぶ機会を推進するとともに、夕張中学校に設置しております「ゆうばり歴史・教育資料室」を引き続き広く市民の皆様などに公開してまいります。

図書コーナーにつきましては、蔵書の充実に努めるとともに、図書貸出業務のほか、図書まつりの開催、読み聞かせ活動、巡回文庫、道立図書館の協力事業、「学校ブックフェスティバル」の開催など、市民ボランティア組織の協力をいただきながら市民、子どものための読書活動を推進いたします。

また、道立図書館との連携強化や運営の効率化を図る中で、利用者の利便性の向上に努めてまいります。清水沢地区公民館での図書の貸し出しについては、配置図書数の増に努め利便性の向上を図ってまいります。

市所蔵の美術品につきましては、適切な管理に努めるとともに、市民生活に癒やしと安らぎ、潤いを提供できるように、市内の公共施設などを活用し、積極的な展示公開に努めてまいります。

また、文化団体の創作活動を活性化するため、発表や展示環境の充実に努めてまいります。

夕張市石炭博物館につきましては、社会教育施設である博物館本来の機能を充実させ、市民への普及啓蒙活動を行うとともに、今後、市民のコミュニティー形成の場となるよう、さまざまな検討を行ってまいります。

また、我が国の産業の礎を築いた石炭にかかわる展示資料を有するほか、実物の坑道を見学用に保存した模擬坑道など、国内で他に類を見ない貴重な施設であることから、夕張が世界に誇る郷土文化施設として、さらには夕張の貴重な歴史を後世へと伝えるための拠点として、石炭や炭鉱について多くを学べる場となるよう進めてまいります。

また、資料の収集等を行い、市民の教育、学術、文化の発展に寄与できるようにするとともに、周辺の炭鉱遺産群をあわせて活用した普及活動にも努めてまいるほか、模擬坑道を含めた施設全体の安全についても強化を図ってまいります。

文化スポーツセンター、テニスコート、平和運動公園、清水沢プールについては、市民の利用にとどまらず、市外のスポーツ愛好者も利用する貴重な体育施設であることから、利用者への利便性を考慮し、

必要な整備を行うとともに、創意工夫を重ね管理運営を行ってまいります。

また、道内外の自治体と連携し、施設利用の拡大を図るとともに、子どもからお年寄りまで気軽に楽しくスポーツに親しむことができる施設運営を進めてまいります。

昨年度末、市民の発表会の場となっていた旧市民会館が閉館したことから、夕張の文化継承のため福祉・医療・文化・商業・行政等の生活サービス機能の集約を進める中、施設の複合化によるにぎわいづくりとあわせて検討を進めてまいります。

指定管理により運営されている市民健康会館、市営球場、紅葉山パークゴルフ場につきましては、地域の貴重な体育施設であることから、引き続き指定管理者と連携し、運営の円滑化と利用促進を図ってまいります。

また、これら施設において開催されるスポーツ大会、イベント等の実施に当たっては、主催者や各種競技団体との連携を図りながら、必要な支援協力を行うなど、体育、スポーツの振興と施設の有効活用を推進してまいります。

教育委員会といたしましては、故郷夕張の自然、歴史や風土の上に立って力強く心豊かに生きる子どもたちを育てること、そして夕張市民が文化・芸術・スポーツに触れ、さまざまな活動を通して学習し、日々の生活を健康で明るく潤いを持って楽しめるよう努めてまいります。

以上、平成 27 年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げましたが、市民の付託に応える教育の推進に誠心誠意努めてまいりますので、市議会並びに市民各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 ちょうど、昼食休憩に入りましたので、午後 1 時まで昼食休憩といたします。

---

午後 0 時 0 5 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

---

●議長 厚谷 司君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

●議長 厚谷 司君 日程第 8、一般質問を行います。

一般質問の通告は 8 名の 11 件であります。

質問の順序は、大山議員、高間議員、本田議員、小林議員、今川議員、熊谷議員、君島議員、千葉議員であります。

それでは、大山議員の質問を許します。

大山議員。

●大山修二君（登壇） 通告に従いまして、質をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

初めに、4 月に行われました市長選挙、そして市議会議員選挙におきましては、どちらの選挙も結果として 4 月 19 日、一日だけの選挙運動で無投票当選となったところがございますが、私自身二元代表制の一翼を担う市議会議員の一人として、議会での情報を市民の皆様に発信し、そしてその情報を共有しながらさまざまな課題の解決に取り組み、夕張の再生に向け活動をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、通告しておりますコンパクトシティ構想についてお伺いをいたします。

1 点目の市営住宅再編事業についてであります。これは平成 23 年に策定されました市営住宅等長寿命化計画に基づいて 1 期計画から 3 期計画まで、各 5 年の 15 年間で 190 戸の市営住宅を建設するという計画であります。

その 1 期計画が今年度で 5 年目を迎えておりますが、人口の減少とさまざまな状況の変化により計画の変更も必要になると思っております。

1 期計画の最終年度を迎え、現在までの状況と 28 年度からの 2 期計画以降について市長のお考えをお伺いいたします。

次に、コンパクトシティ構想において、都市機能が集積した夕張の新たな都市拠点、中心市街地としての位置づけがされております清水沢、南清水沢地

区において、住宅再編事業の一環として今年度、宮前町から南清水沢 3 丁目及びその他の地区へ住みかえ誘導が実施されたところでございます。

しかしながら、この住みかえ誘導区域内の 30 棟 120 戸、当時の入居者は 70 戸であります。そのうちの 31 戸の皆さんは既に転居されております。

しかし現在もこの地区に 39 戸の皆さんが入居されている状況でございます。これらの皆様には、それぞれさまざまな事情があることと思います。現在、入居されております皆さんに対しての住みかえ誘導等について、市としてどのような対応をしていくのか、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、2 点目のコンパクトシティ構想における個人所有の住宅についてであります。昨年、平成 26 年第 1 回定例市議会において同様の質問に対して市長は住宅問題は重要政策の一つであることから、まずは市営住宅の再編、集約を実施していくのだと、このように答弁されております。

しかしながら、市民の皆様にはまだ総合的な情報が伝わっていないことも考えられることから、今後、ふれあいトークや市長と話そう会等で説明をしていきたい、このように答弁をされておりましたが、この 1 年間の経過についてお伺いをいたします。

また、個人住宅の問題につきましては、将来の課題として認識しているため、今後、対応を検討していきたい、このように答弁されておりましたが、私はコンパクトシティにおける住宅問題は市営住宅のみではなく、個人所有の住宅問題についても大変、重要であると考えておりますが、これにつきましてもこの 1 年間の経過についてお伺いをいたします。

以上について、ご答弁よろしくお願いをいたします。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 大山議員のコンパクトシティ構想についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、市営住宅再編事業についてであります。これまでの市営住宅再編事業の取り組みにつ

いては、市営住宅等長寿命化計画に基づき、建てかえ、改善、除却事業等を順次進めてきたところであります。

大山議員の質問にもございましたけれども、平成 22 年度策定の市営住宅等長寿命化計画では、平成 23 年度から平成 37 年度までを構想期間として 190 戸の建てかえ等を位置づけてきたところであります。

一方、財政再生計画においては、平成 22 年度から平成 27 年度に実施する 6 カ年の事業量を市営住宅再編事業 1 期計画とし、事業を進めてきたところであります。

今年度は、1 期計画の終了の年となりますが、1 期計画 6 カ年の進捗状況については、建てかえ 100 戸の計画に対して 90 戸、改良改善 250 戸の計画に対しまして 686 戸、除却 650 戸の計画に対しまして 729 戸、移転 270 戸の計画に対して 283 戸と見込んでいるところであります。

なおこの間、北海道の再編支援事業として南清水沢地区に平成 23 年度から平成 25 年度に道営歩団地 9 棟 27 戸、平成 26 年度に道営実団地、6 棟 30 戸が完成し、合計 57 戸の道営住宅の整備が行われ、市営住宅とともに市民の皆様にも目に見える形で再編事業が進んでいる状況にあります。

また、改修・改善戸数については、雨漏りが発生している住棟の屋根改修を優先して実施したことにより、先ほどお話ししました計画との乖離が出ていまして、大きくなっているものであります。

2 期計画以降の事業につきましては、集約化の状況を踏まえ、計画変更により対応するものとされ、昨年の 8 月に開催された国、北海道との三者協議では、平成 26 年度から着手する宮前新団地の建てかえ事業の継続的な取り組みを中心に既存住棟の修繕収去を踏まえた計画的な修繕事業と平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年の事業を市営住宅再編事業 2 期分として 26 億 900 万円の事業実施について合意をしたというところであります。

ただし、今年度は市営住宅等長寿命化計画の提示見直しの年度となっております。今後の人口減少や

市営住宅においても、入居者の減少が進んでいるという状況を踏まえ、全体計画を見直す予定です。

計画がまとまりましたら議会にもお示しをしてみたいと考えております。

次に、宮前団地の建てかえ区域外の入居者の対応についてであります。平成 27 年 1 月 29 日開催の行政常任委員会において、宮前団地の建てかえ計画についてはご報告をさせていただいたところであります。

建てかえ区域から外れる区域の皆様については、他団地への住みかえを誘導しております。その結果、大山議員の質問にもございましたけれども、70 世帯あった対象世帯が現在 39 世帯となったところであります。

これら 39 世帯の方々につきましては、事前に他団地への住みかえ希望を伺いながら住宅の空き情報をお知らせし、移転誘導を進めてまいりたいと。

なお、空き家となった住戸については、建てかえ地区の除却を優先しながら順次、除却も進めてまいりたいと考えております。

次に、個人住宅の件についてのご質問であります。以前、市長と話そう会、ふれあいトークで説明という話でしたが、こちら各会ふれあいトーク等を中心に市営住宅再編事業等については、市民の皆様にご説明をしてきたところであります。

また、高齢者が所有する住宅では老朽化、建物の位置が困難な状況もふえてきていることから、個人住宅については処分の意向が明確な所有者には市営住宅の入居を認めることや、解体費の助成があるのですが、そういったものの情報提供、市の不動産情報への掲載による売却や賃貸の促進といったものが上がっております。

また、公営住宅以外の移転先の確保策といたしましては、これまで老朽化した公営住宅を活用した高齢者賃貸住宅、また障害者のグループホーム、職員住宅を転用した民間賃貸住宅の建設や廃校を活用した全室個室の養護老人ホームの整備など、既存の施設を活用しまして新しい住宅の供給というものも進

めてきているところでございます。

なお、夕張市のまちづくりマスタープランではおおむね 20 年かけて南北軸に誘導を図っていくとしておりますが、これは単に移転時期を定めたものではなく、地区ごとでの集約を進めながら、交通体系を工夫するなど安心して生活できる環境を維持しつつ、将来の都市拠点と位置づけられている清水沢地区に魅力的な生活環境を創出し、都市機能及び交流機能の強化を進めていくこととしているものであります。

引き続き、選択肢ある住環境整備に取り組みながら、魅力的な都市拠点の整備について取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

●議長 厚谷 司君 大山議員、再質問はございませんか。

大山議員。

●大山修二君 ご答弁ありがとうございました。それでは何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

住宅再編事業についてですが、先ほどご答弁の中にもありましたが、これは単に新しい住宅を建設するというだけではなく、一番大変になるのではないかなと思われまます修繕、これが件数的には相当ふえてくると思っております。

これは除却の数とも関連はしてくると思っておりますが、いずれにいたしましても予算の関係で除却がなくなれば修繕も当然減ると思っております。

この辺の兼ね合いで、除却これを速やかにすることによって修繕費も当然、少なくなる、跡地利用についてもさまざまなことが考えられるのではないかなというふうに思いますので、その辺の予算づけにつきましても三者協議においてよろしく検討していただきたいと、このように思っております。

それと、先ほど話が出ていました宮前町の住みかえ誘導地区 39 戸、今現在残っておりますが、その 9 割近くの皆さんが高齢者という状況でありまして、先ほど申し上げましたが皆さんそれぞれいろいろな

事情を抱えております。

ですから、単純にあそこの団地があいたから移ってくれということではなく、個人個人の事情、これをおくみ取りいただきながら他団地への移転誘導、この辺をよろしくお願いをしたいと思ひますし、それと同時にこの住みかえ誘導区域の跡地利用についても並行して検討していただきたいと、このように思っておりますが、まずは残った 39 戸の高齢者の皆さんに対する対応についてどのようなお考えでほかの団地に誘導していくのか、お考えをお聞かせ願ひます。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 質問のちょっと趣旨を、質問ではなかったのですがけれども三者協議に盛り込んでほしいということでお話があった中で、除却が少なくなると修繕が少なくなると意味がわからなかったもので、そこはどういったご趣旨か教えてください。

●議長 厚谷 司君 大山議員。

●大山修二君 大変失礼しました。

今現在、除却対象の住宅、人が入っていない住宅でも例えば入口、それから窓ですとか、不法な侵入を防ぐためにいろいろお金かかっている部分があるわけです。人が入っていないでもトタンが飛散したとか、そういう住宅自体が除去されれば、そういった経費も浮くでしょうという意味でございます。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 大山議員の再質問にお答えをいたします。

宮前町の移転の部分でございますけれども、39 世帯についてさまざまなご事情があつてということについて我々も十分意識しながら対応していかなければならないことと認識をしております。

その上で住みかえのご希望というのを丁寧にお伺いしながら、空き情報をお知らせをし、ご相談に乗っていくということに尽きるのかなというふうに思っておりますので、この部分については先ほど答弁をさせていただきましたけれども、そういったよう

な対応で進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

●議長 厚谷 司君 大山議員。

●大山修二君 はい、わかりました。よろしくお願いをしたいと思ひます。

それと、先ほど来、出ています住みかえも含めて清水沢、南清水沢地区、これは都市拠点ということで位置づけされておりますが、先ほど市長の市政執行方針の中で住環境への挑戦ということで、拠点地区として位置づけている清水沢地区の土地利用について、具体的なゾーニングを示していく、こういうことをお伺いいたしました。

これについては、どのようなものを想定して、いつごろお示しにされるのかお願いをしたいと思ひます。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 大山議員の再質問にお答えをいたします。

市政執行方針において触れさせていただいております具体的なゾーニングを示していくということについてでございますけれども、清水沢地区は将来の都市拠点として位置づけております。さまざまな住宅の再編ですとか、一部商業施設の誘致ですとか、具体的に少し目に見える形で動きが出てきたものの、将来の都市拠点という意味で皆さんの共有でイメージを持った形で進められているかということ、そういった部分については不十分であると認識をしております、ゾーニングのイメージについてですけれども、想定される施設等を配置した平面図ですとか、また市民の方々がやはり都市拠点のイメージというのを見える形でお示しするのは、そういったスケッチ図だとか、例えばですね、そういったものを作成できないものかというふうに考えております。

策定期間については、これは具体的にまだスケジュール等を年度内のどういったタイミングでというのは詰めておりませんが、年度内を目指してやっていきたいなと思ひているところです。

●議長 厚谷 司君 大山議員。

●大山修二君 今、答弁ありましたイメージ図、構想図的なものだとは思いますが、これはどこかの時点で地域の皆さんにその構想、イメージ、これをお示しをして、その地域の皆さんのご意見もそれに反映させて基本計画といいますか、実施計画といいますか、そういうものにつなげていくということによってよろしいでしょうか。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 大山議員の再質問にお答えをいたします。

当然、具体的な配置云々とか、そういったところまでこの時点でお示しするわけではなくて、あくまでイメージというか、そういったものをおつくりする中で、今、さまざま市政執行方針の中でもさまざまな施設を複合的につくれないうとか、いろいろなことを方針としてお示ししているものの、みんなが共通して持てるイメージというのは今ないので、まずそういったものをつくらせて地域の方や、地域の皆さんだけではないですね。市民の方々に対してイメージを共有した中でさまざまな御意見出てくると思います。

また、その議会議論というの、そういった一つたたき台というか、そういうものがあれば、いろいろな議論が出てくると思いますので、そういった意味において言えば、大山議員がおっしゃるようなイメージですね、我々も進んでいきたいなと思っております。

●議長 厚谷 司君 大山議員。

●大山修二君 わかりました。

できるだけ早い時期にそういう機会があればいいなというふうに期待をしております。

それと 2 点目の個人住宅の件なのですが、これはまちづくりマスタープラン、これは 24 年 3 月に策定されておりますが、20 年後の都市像といいますか、そういうことを目標にしているのだということは理解をしております。

その中で、JR の線路を基本とした骨格軸、ここに 20 年先に皆さんが集まるのかと、これは現実的に

はないというふうに理解をしております。

その中で、マスタープランの中では地域内再編地区というのはそれぞれの地区に表示をされて、そこが基本になっていくのかなというふうに思いますが、その地域内再編というくくりの中で個人住宅につきましても、先ほどいろいろなところに市営住宅なり、施設なりに誘導も含めて、それを望まない人のことも含めての関連の中で個人住宅、持ち主にも細かく丁寧に説明をしていただきたいとこのように思っておりますし、その辺の情報の提供、アドバイス、相談、いろいろと個人住宅だからということではなく、市としてもいろいろな場面でかかわっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 再質問にお答えいたします。

今までもそのようにやってきておりますし、これからは十分そういったご意見を配慮しながらやっていきたいと思っております。

●議長 厚谷 司君 大山議員。

●大山修二君 ご答弁ありがとうございました。

今まで、昨年もありましたけれども、その個人住宅のことにつきましては、市が直接経費を出してどうのこうのということは、これはなかなかできないことではないので、別な意味で今申し上げたような、市長がご答弁いただいたような方法で丁寧な扱い、よろしく願いをして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

●議長 厚谷 司君 以上で、大山議員の質問を終わります。

次に、高間議員の質問を許します。

高間議員。

●高間澄子君（登壇） 公明党の高間澄子です。通告に従い、夕張市の空き家対策について一般質問をさせていただきます。

高齢化や人口減少に伴い、放置されたまま老朽化する空き家が急増し、大きな社会問題になっていま

総務省の調査では、2013 年度時点で 820 万戸、住宅全体に占める割合は 13.5%と過去最高を記録しております。

人口減少や高齢化の影響で今後も空き家はふえていく見通しになっております。空き家のふえる要因として考えられるのは、例えば木造中古住宅は約 25 年で建物部分の価値をゼロと見なす慣行があり、中古住宅の購入に二の足を踏むことが多いのも当然のことかもしれません。

また、住宅が建つ土地の固定資産税を最大で更地の 6 分の 1 に軽減され、老朽化した空き家でも建っていれば税の負担が軽くなるため、撤去しないでおこうという心理が働いてしまいます。

ここで問題なのは、管理が不十分な空き家は老朽化で倒壊する恐れがあり、災害時の避難や消防の妨げになりかねません。また、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火など、犯罪の温床になるほか、まちの景観や衛生にも悪影響を与えることとなります。

このような鬼気迫る中で、行政はどう対応してきたのかお伺いをいたします。

まず一つは、これまでの空き家対策の進捗状況についてであります。1 点目に本市における空き家の実態についてお伺いいたします。

また、2 点目にはこれまでの取り組みとその成果についてお伺いいたします。

そして二つ目には、今後の課題と対策についてであります。

1 点目には、まちづくりマスタープランに基づくコンパクトシティに向けた取り組みの課題、そして 2 点目には、さまざまな事情で空き家の維持、管理や処分、利活用の方法に悩む人たちの相談や、また周辺住民の苦情に応じる本市の対応についてお聞かせください。

また、先月 26 日に全面施行されました空き家対策推進特別措置法による国の基本指針に基づき、夕張市が策定する計画はこれからのことと思っております、以上、2 点、四つのことにつきましてご答弁よろしくお願いをいたします。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 高間議員の夕張市の空き家対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、これまでの空き家対策の進捗状況についてであります。平成 23 年度から落雪や倒壊の危険性があると思われる住宅についての調査をし、これまで 46 件が解体をされております。

現在、そのような危険性のある住宅は 115 件あると認識をしております。一方、この間、平成 24 年度には特例的に危険廃屋空き家緊急対策事業として、特に緊急に対応が必要な建物 8 棟の除却をしたところであります。

また、個人の母屋の解体に対して 1 件当たり 20 万円を上限とした夕張市老朽建築物等除却費補助金の交付を平成 24 年度から 3 年間の限定で実施いたしました。

その実績でございますけれども、平成 24 年度は 3 件の 60 万円、平成 25 年度は 10 件、197 万 4,000 円、平成 26 年度は 9 件 180 万円となっております。

夕張市不動産情報ホームページの状況についてでありますけれども、本事業は平成 23 年に実施した地域住宅あり方検討委員会において、市内の不動産情報の充実を求める答申を踏まえて、平成 24 年度から新規に実施をした事業であります。

ホームページ開設以降、アパートの空き状況や中古住宅の物件情報、分譲地の購入相談もふえており、今後も情報提供に努めていきたいと考えております。

空き家対策については、まず、これは基本でございますが、所有者等がみずからの責任により的確に対応するということが、これ前提でございます。

しかしながら、適切な管理が行われていないことにより、地域からの空き家に関する相談、苦情というものを受け所有者を特定して、助言、指導を実施してきているところであります。

今後、空き家対策特別措置法の施行に伴いまして、市としては可能な範囲で措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、今後の課題と対策についてでありますけれども、本市は歴史的背景により居住地域が分散し、かつ人口規模に見合わない公共インフラを抱えているということから、今後は住宅だけではなくて道路、橋梁、上下水道、その他公共交通体系など、総合的にこういった問題を考えていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

●議長 厚谷 司君 高間議員、再質問はございませんか。

高間議員。

●高間澄子君 ご答弁ありがとうございます。

再質問ということではないのですけれども、今また行政のこれまでの成果を聞かせていただきました。

それで、再質問ということではなくて、これをまた一つ提案をさせていただけたらいいかなということですので、ちょっと聞いていただければと思います。

これからふえるでありましょう空き家に関する相談だとか、苦情、こういうものの受け付け、そしてさらに所有者を特定し、助言やら、また指導等、こういう対策を円滑に推進するためには国や道の支援が欠かせないものと、こんなふうに考えております。

今後、市は個別の対策計画を策定していくことと思っておりますが、まちづくり計画と連動させるなど、中長期的な視点で取り組んでいただくとことを私からの提案とさせていただいて、今回の空き家対策に関する一般質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

●議長 厚谷 司君 以上で、高間議員の質問を終わります。

次に、本田議員の質問を許します。

本田議員。

●本田靖人君（登壇） 本田靖人でございます。通告に従い、子育て環境の充実について質問させていただきます。よろしくお伺いいたします。

我が国においては、晩婚化が進むとともに生涯未

婚率が上昇しており、合計特殊出生率も平成 24 年には 1.41 と少子化の進行に十分な歯どめがかからず、国においては平成 25 年 6 月に少子化危機突破のための緊急対策を決定するなど、少子化対策の充実に努めることとしているほか、全国自治会においても少子化非常事態宣言を採択し、国と地方が総力を挙げて少子化対策の抜本的な対策に取り組むことを国に強く求めているところであります。

こうした中、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、本年 4 月から子ども・子育て支援法が施行され、子ども・子育て支援新制度がスタートしたところであります。

ここ夕張におきましても、急激な少子化が進む中、結婚、出産の希望の実現や地域全体による子育て環境づくりは本市における人口減少問題の解決を図る上で重要な部分であり、子育て世代に対する支援は急務であります。

この子育て世代に対する支援はさまざまな施策を講じる必要があると考えますが、とりわけ経済的負担の軽減を図る施策を早急に行い、市民の目に見える形での取り組みを行うことが不可欠であると考えます。

鈴木市長は 2 期目の公約の中、また先ほどの市政執行方針の中で夕張だからできる子育て環境充実への挑戦として、その具体策として保育料の見直しなど、子育て世帯の負担軽減を掲げておられます。

そこで、認可保育所の保育料について何点かにわたり市長にお伺いいたします。

まず、認可保育所の保育料基準額についてお伺いいたします。保育料の徴収基準額は、国の基準額を上限として各自治体の裁量で独自に設定しているようではありますが、夕張市の保育料は現状どのような基準となっているのかお伺いいたします。

2 点目に、この 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まり、全国的にも子育て支援充実の気運が高まる中、今年度の保育料について何らかの見直しを行ったのかお伺いいたします。

3 点目に、近隣自治体と比べ夕張市の保育料はど

のような位置づけになっているのかをお伺いいたします。

最後 4 点目に、子育て世帯の経済的負担軽減を実現するために、今後どのような形で保育料の見直しを行おうとしているのかをお伺いいたします。

以上についてご答弁よろしくお伺いいたします。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 本田議員の子育て環境の充実についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、認可保育所の保育料基準についてありますが、本田議員のご質問にありましており、認可保育所の保育料は国の定める基準額を上限とし、各自自治体で独自に設定し、利用者の負担軽減を図るなどの措置を講じているところであります。

本市におきましては、国が定める基準額に準拠し、規則により保育料を定めておりますが、利用者負担に配慮し、階層区分を国が定める 8 階層を市独自の取り組みとして 15 階層に細分化するなど、一定の負担軽減を図っているところであります。

次に、今年度の保育料にかかる見直しについてありますが、さきの第 1 回定例市議会において同様のご質問をいただいたところでありますが、今年度から国の基準が改正となり、算定の根拠となる税目がこれまでの所得税額に応じた保育料の算定から、市民税所得割額に応じた改正となりました。

これにより、保育料の切り替え時期が 9 月となることなども踏まえ、平成 27 年 4 月から 8 月までの 5 カ月間は改正前の保育料より負担が上がる階層につきましては改正前の額に据え置く経過措置を設ける措置を講じたところであります。

次に、近隣の自治体との保育料の比較についてありますが、各自自治体で先ほどご説明いたしました階層区分の数や税額の幅、あるいは年齢階層を細分化するなど、自治体独自に設定していることから一律な比較は難しいということがございますが、同じ南空知管内にある栗山町、南幌町、由仁町の保育料と比較いたしますと、1 点目として 3 歳未満児については、本市は階層区分を先ほどご説明したとおり

15 階層まで細分化しているということから、最も高い所得階層を除き 3 町に近い保育料、あるいは当市のほうが低い保育料というふうになっている階層もございます。

2 点目としては、所得階層が最も高い階層においては、本市は国の基準額と同額と設定していることから、3 歳未満及び 3 歳以上児ともに 3 町より高い保育料になっております。

3 点目としては、本市は設定しておりませんが、3 町におきましてはいわゆる市民税均等割のみ課税世帯の階層を独自に設けるなど、低所得世帯に配慮した基準というものを設けております。

4 点目としては、3 歳以上児につきまして一定の所得割課税額を超える階層区分については、本市に比べ 3 町のほうが低い保育料となっております。

最後に、今後どのような形で保育料を見直すのかというご質問であります。私は今回の市政執行方針でも掲げておりますけれども、子どものことを考えるということ、イコール夕張の未来を考えることだというふうに思っています。

私は、この考えに立ち子育て世代の多くの方々からこれからも夕張に住み続けたいと思っていただける魅力あるまちづくりをしっかりと進めるため、これまで市政 1 期目におきましても就学時前児童の医療費の無料化を実施するなど、子育て世代の経済的負担の軽減策というものを実施してきたところであります。

今後におきましても、本年 3 月に策定しました夕張市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために実施した子育て支援に関する保護者アンケート調査の結果などから、子育てをする上で経済的な不安や負担が大きいですとか、近隣のまちと比較して保育料が高いなど、子育て世代の皆様の声を伺っておりまして、保育料の見直しが喫緊の課題であるというふうに私自身、切に感じているところであります。

このような状況にあることから、近隣の自治体との比較検証や本市の財政状況などを踏まえ、保育料

基準額の改正を行う必要があると考えておまして、見直しのポイントといたしまして何点かございます。

先ほどご説明いたしました点とかかわってくるわけですが、3 歳以上児について一定の所得割課税額を超える階層区分の保育料、こういうものを引き下げるといことと、低所得階層で配慮した均等割のみ課税世帯の階層を新設したらどうかといことと、最後は現行、国基準に準じた保育料の上限額ですね、一番高い上限額、そういったものを引き下げることにはできないかと、こういった大きく分けて 3 点の視点を持って考えていきたいと。

子育て世代の経済的負担軽減に向け、これら今、お話をしました 3 点を中心に見直し、そして改正を早急に行うべく国や北海道とも積極的に協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●議長 厚谷 司君 再質問はございませんか。  
本田議員。

●本田靖人君 ご答弁ありがとうございます。

ただいま市長より、積極的に前向きな見直しの方向性というお話をお伺いさせていただきましたが、喫緊の課題だと、早急に取り組みたいというお話でございましたが、具体的に見直しのスケジュールについてお伺いさせていただければと思います。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 本田議員の再質問にお答えをいたします。

具体的スケジュールということでございますけれども、先ほど私のほうからこれら見直し、改正を早急に行いたいというお話をさせていただきましたけれども、これは市としてそう考えております。

しかし、国や北海道とも協議をしていかなければならないということがございますので、今後のスケジュールを考えますと、国、北海道夕張市の三者協議というものがございますので、そういったものに向かって協議を重ねて何とか皆さんの思いに応えるべく勝ち取っていききたい、また、夕張市の子ども・子育て会議というものがございます。

こういった中でも、やはり皆様のご審議なども踏まえるということが必要かと思っておりますので、そういったご意見もいただきながら可能な限り早い時期に何とか実現したいと考えております。

●議長 厚谷 司君 再質問は。

本田議員。

●本田靖人君 ご答弁ありがとうございます。

三者協議という今、言葉が出てきましたが、やはりこれは予算を伴う事項でございますので、何としても市として国や道を説得し、保育料の見直し、ひいては子育て世代が夕張に住み続けたいと思ってもらえるような形をつくっていただくことを強く望みます。

何とか実現に向けてご努力いただけますようお願いいたします。

これで、私の質問を終わりにいたします。

●議長 厚谷 司君 以上で、本田議員の質問を終わります。

次に、小林議員の質問を許します。

小林議員。

●小林尚文君（登壇） 小林尚文でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、鈴木市長におかれましては、2 期目のスタートを切られたわけですが、市民の先頭に立たれ、夕張の再生に向け課題の山積している中、本市の夕張のかじ取りを勢力的にされておりますことに敬意を申し上げます。

私ども議会と行政、それぞれ役割は違うわけですが、私も議員として市民の安心・安全、また希望の持てる将来の夕張を考えていくことは、これは同じであり、私も 2 期目一議員として微力ではありますが努力をさせていただく所存でございます。よろしくお願いをいたします。

質問に移らせていただきます。

1 件目の夕張市の医療体制についてであります。市民は安心して暮らせるまちづくりにおいて、医療の充実は大変重要な事柄でもあり、夕張市の高齢化率も約半数になろうとしている状況にあることや、

今後、力を入れていかなければならない子育て環境の充実を図る上でも、将来像を示し、現状の課題を整理し、しっかりとした医療体制の確保が求められていると考えます。

要旨の一つ目、市立診療所の次期指定管理については、現在、診療所等の指定管理協定の期限は平成 29 年 3 月 31 日までとなっていることから、ことしに入り医療救急対策特別委員会においても次期指定管理者の公募スケジュールが示されております。

これらは、相手もあると思いますが、募集する時期を早期に示し、十分検討ができる期間を設けなければならないとありますが、その必要性和今現時点でそれら検討されていることがありましたら、考えをお聞かせください。

また、次期指定管理者の決定時期は 8 月ごろまでに公募要項、業務仕様書、選定基準等を決定し、その後、公募の周知、候補者の選定と進めていき、12 月の定例市議会において指定管理者の指定について議案を提出する予定となっているということになっております。

次期指定管理者の決定時期について、このようなスケジュールで進めていかれるのか、確認をさせていただきます。

次に、次期指定管理者に対し、初期救急体制で中心的な役割を求めています。現在の課題として市内の初期救急の中核的な医療に求められるもの、また初期救急の搬送は現在 6 割に留まっていると前回の資料で見させていただいております。

特に高齢者の搬送が増加しているという現状にあるかと思えます。初期救急体制の充実には、市民からの要望も強いものがあり、これら次期指定管理者に望まれることでもあり、公募の要件をどのように考えているのか、あわせてお示しください。

また、市内の医療機関とも十分連携できるようなことも考えておられるのか、お聞かせください。

また、要旨の二つ目でもあります、移らせていただきます。

民間の医療機関の閉院に伴う影響と今後の対策に

ついてであります。さきの行政常任委員会において閉院の報告がなされました。市内にある貴重な医療資源である民間の医療機関の閉院は地域に及ぼす影響や医療体制の充実を進める上で少なからず支障を来すものと考えておりますが、地域の方々の意見、また利用されている方々の考えもあろうかと思っておりますが、影響を最小限にとどめる対策が必要と思われおりますが、それらについての見解をお聞かせください。

また、診療体制の充実を進める上で、閉院による日曜当番と体制など、市立診療所や医師会との協力、連携が必要と考えますが、それら十分理解が得られる対策が求められていると考えますが、現在、どのような進め方をされているのかお聞かせください。

次の質問に移らせていただきます。

2 件目に移らせていただきます。件名につきましては、三者協議についてであります。

国・北海道・夕張市における三者協議は、これまで 3 回行われてきたわけでありましたが、夕張市にとっては再生計画を基本としながらも、市民の生活に直結するもの、また夕張の再生に資するものと市の将来にとって、これら協議は大変重要な意味を持っていると考えております。

要旨の一つに、それら進捗状況と今後の進め方について考えを伺いますが、私ども議会の研修の折に財務課より 8 月上旬に三者協議の予定と聞いておりますが、次年度の計画に反映させるには、今年度の早い段階から準備が進められていると考えておりますが、昨年の三者協議においても市営住宅の再編事業や地域活性化に資する取り組み、公共施設の老朽化対策、協議のポイントとしてあげております。

合意を見た 11 項目においても、市民生活にも欠かせないものであり、これらは複数年にわたる事業も理解がなされたと考えております。

そこで、これまでは協議結果を解決したもの、と継続協議と国も判定してきておりますが、今後このような形で進めていかれるのかお聞きをいたします。

また、三者協議において、これら最終的には再生

計画が終わり、夕張がこれからどのような形になっていくのか、将来を見据えた協議もなされていくものと思いますが、それらに含めてあわせて二つ目があります、これからの課題もあろうかと思っておりますので、二つ目に移らせていただきますが、要旨の1番目と重複するものもありますが、継続課題や先ほどの子育て世代の充実等もありますが、これからも新たな課題も出てくると考えております。

これらをこれからどのように対処されていくのか、今後の考えが今当然、8月に向けての準備と思えますが、現時点での状況がわかればお聞かせください。

また、このような状況の中で計画の期間の短縮にかかわる考え方はこれまでと変わらないということではよろしいのか、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

三者協議の開催に向けて現在、検討がなされていると思っておりますが、現時点での進捗状況を考え方、方向性をお伺い、質問とさせていただきます。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 小林議員の夕張市の医療体制についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、市立診療所の次期指定管理についてですが、これまでも既にお示しをしておりますが、平成29年4月からの市立診療所及び老健の指定管理者の公募に当たって、夕張の地域医療の現状を踏まえた体制の整備や現指定管理者との引き継ぎなどの期間を考慮し、今年度に公募を実施する予定であります。

具体的には、本年8月末に公募要項、仕様書などを決定し、その後、要綱等の配布、10月の1カ月程度を募集期間とし、11月には指定管理者選定委員会で候補者を選定し、12月の第4回定例会で議決を得て、次期指定管理者を決定したいと考えております。

次に、初期救急に対する方向性と役割についてですが、初期救急医療は市内医療機関で対応することが求められており、これまで各医療機関の献身的な協力により対応いただいているところであります。

市立診療所における初期救急体制の充実強化が市民の安全・安心につながることであり、引き続き充実に向けて努力してまいります。医師を初めとする医療スタッフなどの確保が難しい状況にあるのも事実であります。

このため、市といたしましては、初期救急医療体制の充実について次期指定管理者の公募要件に盛り込むとともに、医師等の体制充実に向けた補助を行うこととしており、こうした取り組みを進めながら市立診療所が中核医療機関としての役割を果たすようにしてまいりたいと考えております。

次に、市内の医療機関等の連携についてですが、地域医療を守り継続させるためには市内医療機関との連携は不可欠であります。初期救急医療体制の充実と同様に、次期指定管理者の公募要件に盛り込み連携を強化していきたいと考えております。

次に、若菜地区の民間医療機関の閉院に伴う影響と今後の対策についてですが、地域の貴重な社会資源である医療機関が閉院することは、通院患者はもとより、予防接種などの医療サービスを受けられなくなる市民生活に影響を及ぼすものであるというふうに考えております。

このため、市といたしましても影響を最小限にとどめるため、市立診療所に対して診療体制の充実や日曜当番員の輪番制などについて要請したところであり、市立診療所として新たな医師の確保により診療体制の充実が図られたこと、また、指定管理者である希望の森と夕張市医師会長との協議により、閉院した医療機関が担っていた日曜当番について6月以降、市立診療所において対応することとなったところであります。

なお、若菜地区における患者輸送については、市立診療所と地元連合町内会との協議により、患者の受診動向等1カ月程度見きわめた上で判断するということになっているところであります。

今後とも市民の安全・安心の地域医療の確保、充実に向け市内医療機関との連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、三者協議についてのご質問であります、ご質問の要旨であります、進捗状況と今後の進め方についてと、これまでの課題と新たな取り組みへの対応という部分については関連性があるので、一括して答弁をさせていただければと思います。

まず、これまで開催した 3 回の協議の内容について振り返りますと、第 1 回目となった平成 24 年の三者協議は本市の現状と国、北海道の実務担当者に現状を理解してもらうため、市営住宅など市内各所を視察いただきました。

また、議事については 45 項目の課題のうち、優先順位の高い 17 項目について重点的に協議を行いまして、うち 8 項目について再生計画の変更に向け作業を取り進めていくという方向性が確認されたということでもあります。

平成 25 年の第 2 回目では、夕張市が目指すコンパクトシティ構想を実現するため、特に優先して取り組むべきと考える重点課題 18 項目について協議を行いまして、うち 6 項目について再生計画の変更に向け作業を取り進める方向性が確認されたところでした。

また、平成 26 年の第 3 回では、住宅再編事業第 2 期工事などのコンパクトシティの構築に不可欠な事業を実施するため、現行の再生計画のリニューアルを議題とした具体的な協議を行ったところであります。

このように、昨年度までの進め方は市の懸案事項を共有した上で個別の事業ベースで協議を行ってきたということでもあります。

計画変更の円滑化が図られるなど、一定の効果がそのことにより生まれたというふうにも認識しています。

今後も引き続き、計画変更の円滑化を図るため同様の協議を進めることとしておりますが、一方で財政再生計画を推進していく上で大きな枠組みの議論も必要であるというふうにも認識しております。

こういったことも三者協議において検討していくことを現在のところでは考えているところであります。

す。

以上です。

●議長 厚谷 司君 再質問はございませんか。小林議員。

●小林尚文君 再質問をさせていただきますけれども、1 番目は先ほどの民間の医療機関の部分ですけれども、私どもは現在、議会としては日本救急特別対策委員会設置しておりません、これらが先ほどそれぞれ協議いただいた部分はありますけれども、一定程度の夕張市の医療に対する方向性というのが、それぞれ示されていくという部分と、今回、このようなスケジュールをもって次、次期指定管理を進めているという部分について当面、救急対策特別委員会は一応見送っております。その辺は理解をいただきまして、方向性が出たときには、また議会にもお知らせをいただきたいと思っております。

また、三者協議の部分について再質問いたしますけれども、それぞれ大きな部分を持ちながらこれから三者協議を望みたいという部分ですけれども、その中で一つ昨年度の市内視察を見られたときに、なかなか時間的にスケジュール厳しいのかなと、結構、車窓からという部分もあったように記憶しておりますけれども、その部分を踏まえまして今の部分で夕張市がこれから求められる夕張像を考えたときに、それら含めてどのような夕張のこれから三者協議に向けての視察という部分を考えておられるのか、その 1 点だけ再質問させていただきますけれども、お願いいたします。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 小林議員の再質問にお答えをいたします。

本年実施する三者協議については、具体的な内容というのは現時点では決まっておりません。そういった前提がある中で、視察における考え方についてでございますが、過去 3 回開催させていただいた三者協議もそうでございますが、協議の課題に即したところを見ていただくことによって、協議の内容も深まるということでございますので、そういったと

ころを中心に考えていきたいというふうに思っているところでもあります。

●議長 厚谷 司君 小林議員。

●小林尚文君 わかりました。答弁、大変ありがとうございました。

私どもも議会といたしましても、三者協議、大変、注視しておりますのでよろしくお願いを申し上げまして、再質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

●議長 厚谷 司君 以上で、小林議員の質問を終わります。

次に、今川議員の質問を許します。

今川議員。

●今川和哉君（登壇） 通告に従い、1 件目空き家対策特別措置法に基づく取り組みについて、質問をいたします。

先月、5 月 26 日は空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家対策特別措置法が全面施行され、この法律により市町村は空き家に関する対策計画を策定することができ、行政に立ち入り調査や家屋の強制撤去などが可能となる権限が与えられたところでございます。

民間で所有する建物は、第一義的にはその所有者が管理責任を有しているのは言うまでもありません。そうはいっても、先ほど高間議員の質問にもありましたとおり、所有者の経済的事情で何もできない建物や年月の経過により誰が管理すべきかわからない家屋というものが市内にも数多く存在しております。

地域活性化の観点からも、これら空き家については必要な政策を行い、土地及び建物の有効活用を図り、悪影響を及ぼす空き家に対しては適切な措置をとっていく市の責務があるというものです。

そして、今回の特別措置法により、これらの空き家問題に対応するための新たな権限が付与されたわけでもあります。

そのさまざまな権限を生かしていくためには、行政一丸となって今まで以上に各課の連携がとれる組織体制づくりが不可欠です。

また、民間の財産に影響を及ぼすものでありますので、法律的根拠に基づいた間違いのない執行が可能な手続き体制が求められるものでもあります。

よって、このたび空き家対策特別措置法が全面施行されたことにより、お聞きしたい点として、まずこの措置法に基づく新たな行政体制を構築する予定があるのかどうか、それと本法の全面施行による本市の今後の空き家対策の展望について、市長の考えをお聞かせください。

通告しておりましたもう 1 件、ごみ処理体制について質問いたします。

現在、本市においてはごみの焼却施設が稼働できない状態にあり、他市のように燃えるごみという分別がありません。一般ごみについては、単価処理による減量化を行わず、最終処分場へ埋立を行っているのが現状となっております。

埋立施設というのは、当然、その処分要領には限界があるものです。現状の使用方法による埋立施設の想定される使用可能年数の見通しを、まずお尋ねいたします。

それともう一つ、埋立施設の延命化のために現在行っている取り組みと、その対策の効果についてお聞かせください。

そして今後、新たなごみ処理施設の建設など、大規模な投資事業を含めた計画の策定が避けられない時期が来るものと思われませんが、その具体的な検討時期と、その予定についてお聞かせください。

以上について、ご答弁よろしくお願いいいたします。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 今川議員のご質問にお答えいたします。

まず、空き家対策特別措置法に基づく取り組みについてであります。本市における取り組み状況は、先ほど高間議員のご質問にお答えしたとおりであります。

今川議員ご指摘のとおり、空き家対策特別措置法に基づく行政執行体制の構築についてですが、当該特別措置法が去る 5 月 26 日全面施行となり、市町村

が空き家の立ち入り調査や特定空き家に対する指導勧告、命令代執行、科料処分の規定が盛り込まれたというところについては、先ほど議員ご指摘のとおりでございます。

これと同時に国が定める基本指針に沿って、市町村は空き家等対策計画を策定し、必要な措置を講じることができるようになりました。

この計画の策定に当たっては、空き家対策の対象とする地区の種類に関する基本方針や空き家の調査、所有者管理者による適切な管理の促進などの事故を定めることとなっております。

一方、現状において個人及び団体が所有する建物については、市として調査を行い、この情報をもとに倒壊などの危険性を伴う建物については可能となる範囲内において建設課で処分において対処しているところであります。

しかし、既に相続を放棄された建物や無登記の物件も非常に多いことから、所有者、管理者の所在が不明な物件の対処に苦慮しております。

今川議員もご承知のとおり、本市の行政執行体制の確保に当たっては、職員数が計画において非常に厳格に管理をされており、計画の枠を超えた職員を確保することができないという現状にあります。

現有の職員数の中で、各課連携のもと空き家廃屋への対応を実施しているというのが実態であります。

このたびの全面施行となった特別措置法の趣旨について十分理解しつつも、このための職員数の増員や空き家対策に特化した行政組織の再編というのが現状では困難であると認識しております。

したがって、現在の対応を継続をしながら、可能な範囲において空き家対策というものをしっかりと講じていきたいと考えております。

なお、努力義務とされる空き家等対策計画の策定に当たっては、まず本市における空き家廃屋の実態をより正確に把握するということが先決だと思っております。

資料等の整理を優先的に行うとともに、他の市町村の策定状況などを参考にしながら取り組んでまい

りたいと考えております。

次に、ごみ処理体制についてのご質問でございますが、本市はかつて可燃ごみの旧富野じん芥償却場で可燃ごみを処理しておりました。ダイオキシン類特別措置法が平成 12 年に施行されたことに伴い、施設の構造基準、維持管理基準をクリアできなかったことから、法に適合すべく施設を改修するか否か検討を行った結果、改修する費用、維持管理費、将来の人口見込みなどに鑑み、効果は非常に薄いと判断し、平成 14 年 11 月に閉鎖をしたということであります。

以降、一般ごみについては富野じん芥処分地施設に埋立処分ということで行っているところであります。

富野じん芥埋立処分地施設は、昭和 62 年 9 月に埋め立てを開始し、当初計画では平成 13 年に埋め立て完了という予定でありました。ところが、市の人口減少や資源ごみの分別収集などの施策によるごみ排出量の減量により、平成 27 年の現在においても埋立残量があるのはご承知のとおりです。

市が財政再生計画を策定した平成 21 年度において、その残量を測量調査し、埋立完了期間を平成 38 年度と推計したところであります。

その後、平成 25 年度に実施した測量調査にて残量を測定したところ、さらに 1 年程度余裕が出たという結果になっており、定期的な残量調査による現状把握が重要であると考えているところであります。

また、本市においては、ごみの減量化及び埋立処分場の延命のため、これまで幾つか施策をとっております。まず、ごみの有料化については平成 19 年 4 月より実施をしておりますが、有料化はごみの処分施設の維持管理費用の一部を排出者である市民に賄っていただくと同時に、排出量を抑えるというねらいがございます。

家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量で比較すると、導入前は 1,200 グラム程度あったものが、導入後は 900 グラム程度と 2 割 5 分の削減が可能となったというところであります。

次に、ごみの分別についてでございますが、平成 12

年より 7 品目の容器包装廃棄物の分別収集というものを開始しておりまして、平成 22 年には全 10 品目の完全実施をしたところでありまして、分別収集を完全実施した平成 22 年度以降の家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量は 700 グラム以下となり、それ以前の 900 グラムと比較して 2 割以上減ということになっております。

ごみの分別については、ほかに新聞紙ですとか、雑誌、古着、小型家電製品など、市の本庁舎、南支所、各ふれあいサロン等で集める拠点回収を随時開始して、市民に活用もあわせてお願いをしているというところ です。

一方、近年、事業系のごみがむしろ増加傾向にあるためです。家庭向けはもちろん、事業者に対する分別徹底の呼びかけなど、減量化に向けた対策に今後も力を入れていく必要があるなというふうに認識しております。

このように現施設の延命について努力するとともに、その埋立完了時期を見越して、次の処分施設についても検討していかなければなりません。

私は市の人口規模に鑑み、その建設コスト、維持管理コストからも新しい焼却施設を市が建設すること現実的ではないと考えております。そのため、新しい埋立処分場の建設を市の懸案事項に盛り込みまして、市の財政再生計画にも大きく影響する問題であるということから、平成 24 年度における三者協議の議題に挙げ協議をいたしました。

その結果でございますけれども、今後の施設の残容量の動き等の判断できない要素もあることから、予想する埋立完了期間までの時間的猶予も考慮して、平成 32 年度時点でのデータをもとに、その方向性を判断するとしたところ です。

その間、現処分場においては適正な埋立管理と 3 年ごとの残容量の調査に努めるとともに、ごみの分別促進、減量化の一層の啓発等実施して、処分場の延命化のための努力というものを講じていきたいと考えております。

以上です。

●議長 厚谷 司君 再質問はございませんか。今川議員。

●今川和哉君 市長、ご答弁ありがとうございます。

平成 32 年度の計画において、新たな施設計画を行うという答弁がありましたが、その平成 32 年度の計画では大規模な施設投資、埋立施設の新たな建設を前提とした計画を策定する方向であるというような理解でよろしいでしょうか。

●議長 厚谷 司君 今川議員にお尋ねしますが、一般通告の 1 問目、空き家対策のほうに関しては特に再質問はございませんか。

●今川和哉君 1 問目については再質問はございません。

●議長 厚谷 司君 市長。

●市長 鈴木直道君 今川議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど 32 年に判断しますというお話をさせていただいたのですが、これはそういった大規模な新しい処分場を整備するというのを考えると、用地の取得ですとか、その大規模処分施設の基本計画の策定、測量等の調査、建設工事とか、そういったもろもろのを実施するためには供用開始までに 5 年から 6 年ぐらいかかるのではないかというふうに我々は従前のパターンだとか、近隣の状況を考えておまして、それから逆算すると完了期間から逆算していくと、大体 32 年なのかなというふうに考えておまして、先ほどの残量調査とか、ごみの減量化でまた変わってくるかもしれませんが、基本的な今の現時点の方針としては、そういったスケジュールのもとで考えているところです。

●議長 厚谷 司君 再質問はございませんか。今川議員。

●今川和哉君 ご答弁ありがとうございます。

再質問はございませんが、この二つの問題に対してじん予算、非常に厳しい中の執行であるということとは私のほうも重々承知しております。

これら課題に前向きに取り組んでいただけるよう

お願い申し上げ、これにて再質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

●議長 厚谷 司君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

---

午後 2時22分 延会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 厚 谷 司

夕張市議会 議 員 本 田 靖 人

夕張市議会 議 員 小 林 尚 文